

## 静岡在籍型出向等支援協議会 設置要綱（案）

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされる企業が増加する中で、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で、在籍型出向により労働者の雇用を維持するために、地域において関係機関が連携して、出向の情報やノウハウの共有、送出企業や受入企業開拓等を推進することを目的として、静岡在籍型出向等支援協議会（以下「静岡協議会」という。）を設置・開催する。

## 2 構成員等

静岡協議会は、別表に掲げる者を参集者として構成する。

静岡協議会は必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

## 3 協議事項

静岡協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域における雇用過剰、人材不足等現下の雇用情勢に関すること。
- (2) 地域における出向の送出企業や受入企業の情報・開拓に関すること。
- (3) 地域における関係機関間の連携に関すること。
- (4) 地域における出向支援のノウハウ・好事例の共有に関すること。
- (5) 各種出向支援策の共有など出向の効果的な実施の推進に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

## 4 事務局

静岡協議会の事務局は、静岡労働局職業安定部に置く。

## 5 その他

- (1) 静岡協議会の議事については、別に静岡協議会で申し合わせた場合を除き、原則として公開とする。
- (2) この要綱に定めるもののほか、静岡協議会に関し必要な事項は別に定める。

## 附則

この要綱は、令和3年6月 2日から施行する。

この要綱は、令和4年1月28日から施行する。

## 別表

区分	機関・団体名	
経済団体	(一社) 静岡県経営者協会	1
	(一社) 静岡県商工会議所連合会	2
	静岡県商工会連合会	3
	静岡県中小企業団体中央会	4
労働団体	日本労働組合総連合会静岡県連合会	5
金融機関	静岡中央銀行	6
	スルガ銀行	7
	清水銀行	8
	静岡銀行	9
	沼津信用金庫	10
	三島信用金庫	11
	富士信用金庫	12
	富士宮信用金庫	13
	静岡信用金庫	14
	しずおか焼津信用金庫	15
	島田掛川信用金庫	16
	浜松磐田信用金庫	17
	遠州信用金庫	18
関係団体	静岡県社会保険労務士会	19
	(一財) 静岡経済研究所	20
支援機関	(公財) 産業雇用安定センター静岡事務所	21
	静岡県よろず支援拠点	22
行政機関 (自治体)	静岡県	23
	静岡市	24
	浜松市	25
行政機関 (関係省庁)	経済産業省関東経済産業局	26
	国土交通省中部地方整備局	27
	国土交通省中部運輸局	28
	国土交通省東京航空局	29
	農林水産省関東農政局静岡県拠点	30
	厚生労働省静岡労働局	31